

2025年10月吉日

お客さま 各位

静岡県労働金庫

「総合口座取引規定」等の改定のお知らせ

日頃より〈静岡ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、未利用口座管理手数料の新設に伴い、2025年11月1日付で「総合口座取引規定」等を下記のとおり改定させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定対象の取引規定

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・普通預金無利息規定

2. 改定日

2025年11月1日（土）

3. 改定内容

未利用口座管理手数料および自動解約等について、追記を行います。

変更内容の詳細は、新旧対照表をご参照ください。

以 上

新旧対照表

<総合口座取引規定>

新	旧
15.(6) 前記(1)から(5)までの定めにかかわらず、普通預金が「普通預金規定」の19(3)または「普通預金無利息型（決済用預金）規定」の19(3)にもとづき解約される条件を満たし、かつ、定期預金またはエース預金の残高も0円の場合、普通預金の解約と共にこの取引は終了するものとします。	[左記項番追加]

<普通預金規定>

新	旧
12.(8) 前記(1)から(7)までに定めるほか、当金庫は、後記19(3)にもとづき預金者の口座を解約できるものとします。	[左記項番追加]
16.① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払および後記19に定める未利用口座管理手数料の引落しに係るものを除きます。）	16.① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）
19.（未利用口座管理手数料） (1) この預金口座が次の各号のすべてに該当するとき、当金庫は、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める金額で未利用口座管理手数料のお支払いを請求する場合があります。この場合、未利用口座管理手数料は、年間手数料とします。	[左記条項追加、以降条項繰下げ]

① 当金庫が定める一定期間、利息受取以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻等、所定の利用がない場合 ② この預金口座の残高が当金庫の定める一定の金額に満たない場合 ③ 当金庫が別途定める所定のご利用がない場合 (2) 前記(1)にもとづき未利用口座管理手数料を請求する場合、当金庫は、お届けの住所に未利用口座に関する案内文書（後記(3)にもとづく解約が見込まれる場合には、その旨の通知を兼ねます。）を発送します。この案内文書の送付後、一定期間、当金庫所定の利用がないときは、当金庫が定める未利用口座管理手数料を、お客さまからの通帳や払戻請求書等の提出を受けることなく、当金庫所定の方法でこの預金口座から自動的に引落します。 (3) 前記(2)の引落としの時点で未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます。）、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、通知することなく当該未利用口座を解約します。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途請求することはありません。 (4) 未利用口座管理手数料の引落としは、前記12(6)に定める預金口座の利用には含まれないものとします。 (5) 引落としとなった未利用口座手数料については返却しません。また、前記(3)により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。	
---	--

<貯蓄預金規定>

新	旧
13.(8) 前記(1)から(7)までに定めるほか、当金庫は、後記 20(3)にもとづき預金者の口座を解約できるものとします。	[左記項番追加]
17.① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払および後記 20 に定める未利用口座管理手数料の引落しに係るものを除きます。）	17.① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）
20.（未利用口座管理手数料） (1) この預金口座が次の各号のすべてに該当するとき、当金庫は、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める金額で未利用口座管理手数料のお支払いを請求する場合があります。この場合、未利用口座管理手数料は、年間手数料とします。 ① 当金庫が定める一定期間、利息受取以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落し以外の払戻等、所定の利用がない場合 ② この預金口座の残高が当金庫の定める一定の金額に満たない場合 ③ 当金庫が別途定める所定のご利用がない場合 (2) 前記(1)にもとづき未利用口座管理手数料を請求する場合、当金庫は、お届けの住所に未利用口座に関する案内文書（後記(3)にもとづく解約が見込まれる場合には、その旨の通知を兼ねます。）	[左記条項追加、以降条項繰下げ]

<u>を発送します。この案内文書の送付後、一定期間、当金庫所定の利用がないときは、当金庫が定める未利用口座管理手数料を、お客さまからの通帳や払戻請求書等の提出を受けることなく、当金庫所定の方法でこの預金口座から自動的に引落します。</u> <u>(3) 前記(2)の引落しの時点で未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます。）、当金庫は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、通知することなく当該未利用口座を解約します。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途請求することはありません。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、前記13(6)に定める預金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 引落しとなった未利用口座手数料については返却しません。また、前記(3)により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。</u>	
---	--

<普通預金無利息型（決済用預金）規定>

新	旧
<u>12. (8) 前記(1)から(7)までに定めるほか、当金庫は、後記19(3)にもとづき預金者の口座を解約できるものとします。</u>	[左記項番追加]
16. ① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払および後記19に定める未利用口座管理手数料の引落しに係るものを除きます。）	16. ① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）

19. (未利用口座管理手数料)

(1) この預金口座が次の各号のすべてに該当するとき、当金庫は、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める金額で未利用口座管理手数料のお支払いを請求する場合があります。この場合、未利用口座管理手数料は、年間手数料とします。

① 当金庫が定める一定期間、利息受取以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落し以外の払戻等、所定の利用がない場合

② この預金口座の残高が当金庫の定める一定の金額に満たない場合

③ 当金庫が別途定める所定のご利用がない場合

(2) 前記(1)にもとづき未利用口座管理手数料を請求する場合、当金庫は、お届けの住所に未利用口座に関する案内文書（後記(3)にもとづく解約が見込まれる場合には、その旨の通知を兼ねます。）を発送します。この案内文書の送付後、一定期間、当金庫所定の利用がないときは、当金庫が定める未利用口座管理手数料を、お客さまからの通帳や払戻請求書等の提出を受けることなく、当金庫所定の方法でこの預金口座から自動的に引落します。

(3) 前記(2)の引落しの時点で未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます。）、当金庫は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、通知することなく当該未利用口座を解約します。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途請求することはありません。

[左記条項追加、以降条項繰下げ]

(4) <u>未利用口座管理手数料の引落しは、前記 12(6)に定める預金口座の利用には含まれないものとします。</u> (5) <u>引落しとなった未利用口座手数料については返却しません。</u> <u>また、前記(3)により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。</u>	
---	--